

グラウビュンデンにおける農民戦争と宗教改革

前間良爾

日時：2006年10月28日（土） 14時分～17時45分

場所：日本女子大学「百年館」3階 302会議室

グラウビュンデンにおける農民戦争は、西南ドイツ、スイス、ティロール、フォアアルルベルク等の農民戦争の影響下に展開する。西南ドイツその他の農民戦争は、著名な「シュヴァーベン農民の12箇条」に示されるように、その要求を実現できず、これらの要求書は単なる抗議書、あるいは改革的、革命的綱領にとどまった。これに反し、グラウビュンデンの農民綱領、1524年の第1次イーランツ箇条書、1526年の第2次イーランツ箇条書は、成立過程にあったグラウビュンデン農民共和国の国制的文書となり、リーヴァーあるいはブリックレの主張によれば、これを基にグラウビュンデンは封建制から民主制（共和制）への転換に成功した。

他方、農民戦争の代表的研究者ブリックレによれば、コミュニズムの発展に基づく農民戦争は、その思想的基盤として共同体宗教改革を展開する。主としてツヴィングリの政治神学を継承した共同体宗教改革運動は、共同体による教会の自主的運営を求め、さらには神の法に基づく地上の世界の革命的転換をも主張するにいたるのである。しかし、イーランツ箇条書には、こうした共同体宗教改革の要求は見られない。グラウビュンデンの宗教改革運動は、農民戦争後100年に及ぶ長期的、漸次的な過程であり、その結果として、グラウビュンデンは改革派とカトリック派の両宗派体制を確立する。

今回の発表の目的は2点である。一つは、イーランツ箇条書の分析を基に、グラウビュンデン農民戦争の性格を分析し、その農民共和国の実態を明らかにすることである。第二に、グラウビュンデンにおける教会改革あるいは宗教改革運動の独自性を明らかにすることである。

中世末期のグラウビュンデンは、領邦君主としてのクーア司教の統治下にあるが、オーストリアの進出、ミラノ公国をめぐる諸列強の抗争、スイス盟約者団の成長の中で、危機的状況にあった。聖界領、世俗領の中小領主も無謀なフェーデを繰り返して領域統治の能力を欠き、急速に衰退していく。これに反し、農民共同体は、酪農業、運送業によって経済的に成長し、さらに領主層の衰退の中で、村落共同体、その集合体としての裁判区共同体 *Gerichtsgemeinde* の自治権を獲得し、行政・司法の実権を握っていく。こうした農村自治の発展の上に、15世紀には3つの同盟が成立する。聖堂参事会、ミニステリアーレン、共同体の身分制的議会から発展した司教領同盟、中小領主のフェーデに対抗して平和団体として生まれた灰色服あるいは上部同盟、オーストリア進出に対抗して結成された10裁判区同盟がそれであり、これら3つの同盟は、特にシュヴァーベン戦争の勝利を背景に、相互の結束を強め、農民共和国に発展する。

1524-25年、西南ドイツに始まる農民戦争はグラウビュンデンにも波及し、ここに農民の要求を基に第1次、第2次イーランツ箇条書が成立する。1524年の第1次箇条書は、中世末期における教会共同体の発展を背景に、司祭定住、共同体による司祭選挙、教会裁判権の制限等を求める教会改革の要求であるが、1526年の第2次箇条書は、国制条項、教会改革、経済的要求を含む広範な改革要求であった。特に、司教、聖職者の世俗統治権の否定の要求は、領邦君主としての司教の否定であり、農民共和国の成立を意味する。さらに、

教会財産の制限、修道院の廃止、共同体による司祭選挙権、十分の一税の共同体管理等の要求は教会支配権の大幅な削減を意味し、また、裁判権の共同体への移管、土地領主権の制約等の要求は、農民の大幅な解放を意味した。しかも、これらの箇条書は、単なる要求書ではなく、同盟議会の証印を経た国制文書であり、農民共和国の法制的基盤となったのである。

1524年には、農民共和国の国家体制を規定する同盟協定 Bundesbrief も制定され、共和国の基盤が確立する。これは、平和団体としての同盟の国制を規定したもので、同盟内の様々な戦闘、フェーデを排除し、個人、共同体から同盟全般に及ぶ詳細な調停・裁判の制度を定め、さらに農民共和国の中央政治機関として同盟議会を設置する。

こうして、農民戦争を契機に成立したグラウビュンデン共和国は、レファレンダム制度に特徴づけられるように、形式的には地方自治体（48の裁判区共同体）を基盤にしたコミュニナリズムの理想の姿を示している。他方、イーランツ箇条書が、一般農民と共同体指導者としてのニューエリート、名望家層との妥協によって成立したといわれるように、農民共和国は一種の寡頭制的共和制であった。司教のミニステリアーレンあるいは富農層から成長した名望家層は、裁判区共同体の管区長を掌握し、中央の同盟議会を構成する。彼らは旧領主層の領主権を取得し、また傭兵隊長として活躍して外国からの年金取得者となる。さらに、共和国はミラノ公国との対立からヴェルトーリーネ等の臣従領地を支配し、その官職は名望家層に多大の収益をもたらす。年金、臣従地官職をめぐる汚職、腐敗は、オーストリア、フランスの干渉とあいまって、激しい党派抗争を招く。しかし、コミュニナリズムの根強さは、こうした名望家支配に対して、しばしば共同体農民の反乱を惹起し、スイス都市邦のような寡頭支配を許さなかったのである。

イーランツ箇条書を契機に教会改革も前進する。共同体による教会財産の接収、管理、十分の一税の管理、司祭選挙の進展、教会裁判の解体は自治的な共同体教会体制を生み出す。ただし、共同体宗教改革の要求は見られない。名望家層による妥協的所産としてのイーランツ箇条書には、急進的な要求が入る余地はないのである。ツヴィングリ派宗教改革の進展は100年の経過を経て多数派を形成するにいたるが、共同体教会の体制はカトリック派でも同様であり、したがって共同体による宗派決定は、かなり偶然的な動機により多数決で決定され、こうして共同体的宗派体制 Gemeindegemeinschaft が成立し、ここでもコミュニナリズムが勝利する。

農民戦争を契機に成立したグラウビュンデン農民共和国は、形式的にはまさにコミュニナリズムの極致といえるが、他面、近世ヨーロッパの時代的影響は免れがたく、実態的にはなお寡頭制的色彩の強い共和制といえ、また共同体の自由も臣従地の支配に見られるように、前近代的、封建的な特権の一種と考えられる。グラウビュンデン独特の共同体的宗派体制も、コミュニナリズムの強さに起因するが、ここでも名望家層の影響力は大きく、全ヨーロッパの宗派对立の影も現れてくる。